京都市教育委員会教育長告示第1号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則別表の規定に基づき、平成24年4月1日から、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館のこども元気ランド及び相談室の開館時間を次のように改めます。

平成24年4月4日

京都市教育委員会 教育長 生田義久

| 区 | 分 | 開 館 | 時間 | |
|----------|----|---------------------------------------|------------------|---|
| こども元気ランド | | 午前9時から午後6時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関 | | |
| | | する法律に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前9時から午後5時まで | | |
| 相 | 談室 | 午前9時から午後5時30分ま | きで。ただし,日曜日及び休日は, | , |
| | | 午前9時から午後5時まで | | |

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)